平成２１年（フ）第９４０号
大阪府岸和田市三田町77番地メイプルハイツ106号、前住所大阪府和泉市観音寺町246番地の15
破産者　川﨑　　薫
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０９５号
大阪府岸和田市南上町２丁目31番14号
破産者　塚本　哲男
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１０７号
大阪府泉南市中小路２丁目769番地の１―1101号、前住所大阪府泉南市岡田２丁目1937番地
破産者　ウッドワークこと　墨田　年光
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１１８号
大阪市天王寺区生玉前町２―14グリーンヒル生玉203号室、開始決定時の住所大阪府和泉市みずき台２丁目13番６号
破産者　朝日　雅人
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２５２号
愛媛県松山市勝岡町2617番地２
破産者　田中冨士雄
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３５９号
愛媛県伊予郡砥部町北川毛511番地８
破産者　佐伯芙美子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２７３号
宮崎県都城市祝吉町5011番地４
破産者　後藤　英子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２７６号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3865―197コーポ霧島207号、開始決定時の住所宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池3720番地16
破産者　甲斐　　勇
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２０年（フ）第７１０号
岐阜県海津市海津町福江656番地１、破産手続開始時の住所埼玉県川口市東領家５丁目14番７号
破産者　杉田　　広
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５５号
埼玉県川口市大字芝5185番地　シティハイムショコラ203号
破産者　田中　　実
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７１号
埼玉県蕨市塚越４丁目12番27号　東建ニューハイツ蕨市民公園511号
破産者　本田　修宏
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３６号
埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字上内478番地　わし宮団地２街区10棟503号
破産者　岸　　博行
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８６号
埼玉県北本市栄７番地２―22―308、旧住所埼玉県北本市中丸５丁目104番地　フラワーコーポN07―201
破産者　渡辺　保美
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１６号
埼玉県蕨市中央６丁目10番２号
破産者　疋田　哲也
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６７号
さいたま市桜区大字大久保領家537番地３
破産者　小野寺史勤
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５８７号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷35番地11
破産者　甲斐　輝良
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５８８号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷35番地11
破産者　甲斐　八重
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７６７号
静岡県牧之原市細江1296番地４　メゾン松下Ｅ―203、旧住所静岡県牧之原市細江4446番地１
破産者　淺倉　陽介
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部